

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 9 月 30 日

NOSE SHOP 株式会社

代表取締役社長 中森 友喜

問合せ先：取締役管理本部長 進藤 陽介

03-6821-1030

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な向上に向けて、継続的なコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要不可欠であると考えおります。そのため、組織の規模に応じた体制の変更を常に意識し、法令遵守に加え、透明性の高い組織経営を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中森 友喜	510,000	51.00
林 良美	489,900	48.99
株式会社A B G－Wパートナーズ	100	0.01

支配株主名	中森 友喜
-------	-------

親会社名	なし
------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在のところ、当社と支配株主等との間に取引は無く、今後行う予定はありませんが、将来的に取引を検討する場合には、取引理由及びその必要性、取引条件の妥当性等について、取締役会において予め十分に審議の上で意思決定を行い、少数株主の利益を損なうことのないよう対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、内部監査担当者及び監査法人との連携を図っており、それぞれが行った監査の実施状況と結果等の報告を受けるとともに意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中井 直樹	公認会計士／税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 直樹	—	—	公認会計士・税理士として会計・税務及び関連法令等に関する高度な専門知識・経験を有することから、専門的立場からの提言・助言や客観的・中立的な立場から経営の監視がなされることを期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員的人数	0名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の決定は、株主総会においてその限度額を決議し、各取締役の個別の報酬については取締役会で一任された代表取締役が各取締役の職務内容及び業績等を勘案の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専属の従業員は配置しておりませんが、管理本部が取締役会の招集通知及び会議資料の事前発送を実施している他、取締役管理本部長、内部監査担当者と定期的なミーティングを実施し、社内の状況を共有する等の取り組みを実施しております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会 当社の取締役会は3名の取締役で構成されており、法令及び定款に加えて職務権限規程、取締役会規程その他諸規程等を整備し、取締役会決議事項及び報告事項を定めて実施しております。開催頻度は月1回を定例取締役会とし、その他必要に応じて臨時取締役会を招集の上開催しております。取締役会では、取締役の職務執行状況を報告することとしており、取締役会として取締役の職務執行を監視・監督しております。 2) 監査役 当社は監査役設置会社であり、監査役は1名となっております。監査役は月1回の定時取締役会に出席し、報告される取締役の職務執行状況を確認することで、取締役の職務執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 3) 内部監査 当社の内部監査は管理本部を主管部署として、管理本部長を責任者に設定して実施しております。

内部監査の担当者については、各部部長が相互に実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果及び改善点については、管理本部長より、代表取締役に対して報告を実施しております。また、代表取締役、監査役、及び監査法人とも定期的に意見交換を行うことで、課題・改善事項について情報を共有し、各監査の実効性を高めることとしております。

4) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年6月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏、片井悠太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用する理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ステークホルダーに対する情報提供は、平等性と適時性を確保して行っており、ステークホルダーが平等にアクセスできるよう当社 Web サイトを通じて迅速に公開します。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織及び担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力等排除規程」を制定し、当社及びその役職員が反社会的勢力等に関与し、又は利益を供与することを防止しています。また、「反社会的勢力等の調査実施要領」を制定し、株主、取引先、役職員等を対象に定期的な反社会的勢力の排除に係る調査を実施しております。

V. その他

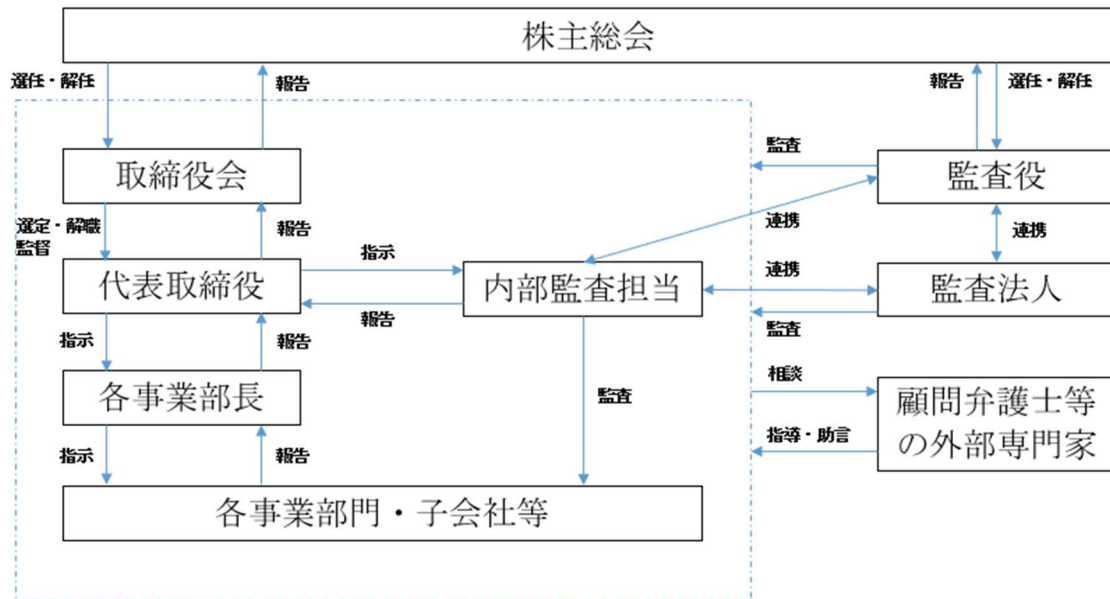
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

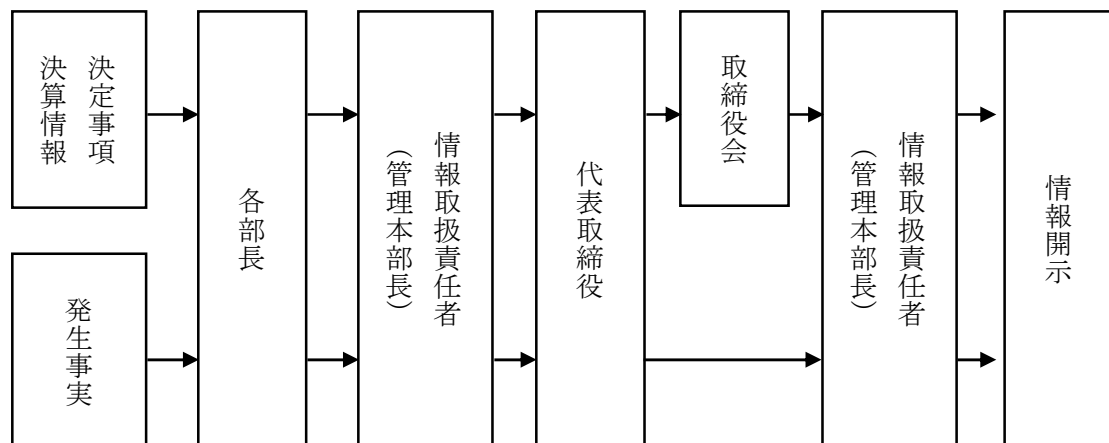
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上